

平成 30 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間実施要綱

富山労働局

1 趣 旨

富山県内における平成 30 年の労働災害による死亡者数は、10 月末日現在で 14 人となり、昨年同期を 5 人上回っており、休業 4 日以上之死傷者数も、10 月末現在で昨年同期と比べて 29 人 (3.1%) 増加の 957 人となっている。

これら労働災害の発生原因をみると、安全衛生管理の取組が労働者に徹底されていないことによるもの、安全衛生意識の低下や欠如によるものがみられるところである。

かかる労働災害の動向に加え、これから年末年始にかけては物流が活発化する中で各種の業務や作業が輻輳し、大掃除、保守点検等の非定常作業が増加してくること、寒冷や降雪等の厳しい気象条件等により一段と労働災害の発生しやすい状況になること等から、労働災害防止に特別の配慮が必要である。

このため、「平成 30 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間」を設定し、本期間中の重点事項について事業場が自主的に取組み、より一層の実効ある労働災害防止対策の強化を図ることにより労働災害の撲滅を期することとする。

2 重点事項

- (1) 降雪、凍結による転倒等労働災害の防止
- (2) 墜落・転落災害の防止
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害等動力機械による災害の防止
- (4) 荷役作業における労働災害の防止
- (5) 交通労働災害の防止
- (6) 非定常作業における労働災害の防止

3 強化期間

平成 30 年 12 月 11 日 (火) から平成 31 年 1 月 20 日 (日) まで

4 事業場における実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (4) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示による啓発
- (5) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

5 災害が多発・増加している業種の事業場における実施事項

- (1) 製造業
 - ・動力機械への安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害の防止
 - ・高経年設備に対する点検・補修の実施と非定常作業、機械・設備の故障時における災害の防止

(2) 建設業

- ・開口部等への手すりの設置、墜落制止用器具（安全带）の着実な使用、足場の安全点検の徹底等による墜落・転落災害の防止
- ・労働者の立ち入り制限や誘導員の配置等による車両系建設機械、クレーン等に係る災害の防止

(3) 陸上貨物運送事業

- ・荷役作業における荷台等からの転落・墜落、荷崩れ・荷の落下による災害の防止
- ・過労運転等による交通労働災害の防止

(4) 小売業・社会福祉施設・飲食店

- ・4 S（職場の整理・整頓・清掃・清潔）活動による災害の防止
- ・除雪・融雪等の措置と注意喚起による転倒災害の防止
- ・交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害の防止

6 局及び署における具体的実施事項

(1) 労働災害防止団体に対する協力要請（局）

安全パトロールの実施等自主的労働災害防止活動を強化する。

(2) 死亡災害等重篤災害防止に係る監督指導等の強化（署）

本期間中に、死亡災害等重篤災害の危険性の高い業種等を対象とした監督指導等を強化する。

(3) 労働災害防止団体が実施する自主的労働災害防止活動に対する支援（局・署）

各労働災害防止団体が期間中に実施する自主的な労働災害防止対策の取組に対する支援をする。

(4) 広報の実施（局）

ホームページへの掲載